

令和 9 年度入学生対象・学習用端末の活用と購入等について

秋田公立美術大学附属高等学院

令和 6 年 6 月の秋田県教育委員会からの通知を受け、令和 9 年度からすべての県立高校で BYOD (Bring Your Own Device 個人端末持ち込み) が実施されます。本学院では令和 4 年度に市から配布された dynabook を貸し出し様々な教育活動で利用しておりますが、耐用年数や OS のサポート期間の問題、破損や経年劣化の発生などといった問題がある上、市から端末が補充される予定もないため、本校においても令和 8 年度新入生から BYOD を段階的に（令和 10 年度には全学年で）実施しています。（令和 9 年度 3 年生は貸し出し端末を使用します。）

この ICT 端末については、学習活動に限らず、各種申請手続きなど社会のあらゆる場面で欠かせないものとなっていることから、多くの都道府県では、在学中はもとより卒業後も使い続けることができる道具として、生徒が使用する ICT 端末を各家庭で準備し、学校へ持ち込んで使用させております。

BYOD 導入にあたって、令和 9 年度版の BYOD ガイドラインを作成しました。なお、このガイドラインは秋田県教育委員会が令和 5 年度に示した BYOD 導入ガイドラインをもとに作成しております。つきましては、次に示す令和 9 年度版 BYOD ガイドラインにしたがって個人端末をご用意いただきますようお願いいたします。ただし、以下に記載の条件を満たしていれば、新規に購入するものでも、既にご家庭にあるものでも構いません。

<令和 9 年度版 秋田公立美術大学附属高等学院 BYOD ガイドライン>

1 使用する端末について

次の性能を有する機器を準備すること。

- ・タブレットまたはノートパソコン（スマートフォンは不可）
- ・CPU は intel Celeron 同等以上
- ・OS は Chrome、Windows、Android、iOS、macOS
- ・画面サイズは 10 型程度以上
- ・無線 LAN に接続可能であること
- ・カメラを内蔵または増設していること
- ・バッテリー稼働時間が 8 時間程度であること
- ・キーボード（オンスクリーンキーボードを含む）が使用できること
- ・Google Workspace に接続するための Web ブラウザがあること
- ・ウイルス対策が講じられていること（対策ソフトのインストールは必須ではない）
- ・マウスや物理的なキーボードを接続する際は、有線接続できるものとする（無線接続は不可）
- ・必要に応じてスタンドなどを準備しても構いません

※Windows 10 は 2025 年 10 月 14 日がサポート期限であるため、Windows 11 へのアップデートに対応していない端末は買い替えが必要となります。

<参考>モデルの例

Lenovo	Dynabook	Chromebook	iPad
			

※BYOD 以外の校内の ICT 環境

①コンピュータ室：Mac ディスクトップ（グラフィック系：illustrator、Photoshop）

使用授業：1・2 年コンピュータ実習、3 年ビジュアルデザイン実習

②情報処理室：Windows ノート PC（情報処理系：Word、Excel、グラフィック系：illustrator、Photoshop）

使用授業：1 年コンピュータ基礎、2 年美術Ⅱ、3 年情報処理 A・B（選択科目）

2 故障時の代替や貸出について

修理や紛失等で端末が使えない状態になった場合は、メーカーもしくは販売店の保証等で代替機が用意できることが望ましい。代替機の借用ができない場合は学校所有の端末を貸し出すことも可能であるが、貸出期限は 2 週間を上限とする。

3 端末の活用方法について

(1) 主な活用方法

校内のネットワーク(Wi-Fi)に接続し、教員の指導の下、インターネットを活用した学習や、Google Workspace を活用した課題の提示・提出、共同編集によるプレゼンテーション資料の作成等を行う。

(2) Google アカウントの配布

校内 Wi-Fi、Google Workspace に接続するための Google アカウントを配布する。また、パスワードの管理等は厳重に行うこと。

4 校内 Wi-Fi への接続について

生徒所有の端末を、校内 Wi-Fi に接続する場合は、次の手続きを行う。

(1) 持ち込み端末の登録

1 の「使用する端末について」で示した仕様に適合するかを担当職員が確認し、持ち込み端末を登録する。

(2) 担当職員により、校内 Wi-Fi 接続設定を行い、接続を確認する。

5 利用上のルールについて

個人所有の端末に利用については、次のルールに従うこと。ルール外の使用や端末の盗難や紛失、破損については、学校は責任を負わないので十分に注意すること。（※別紙資料：全国高 P 連 賠償責任補償制度について）

ア 生徒の端末は、学習活動等において必要な場合のみ、3 の(2)の配付 Google アカウントでログインして使用すること。

イ 端末の充電は自宅で行うものとし、原則として、学校内のコンセントで充電しないこと。

ウ 教員の指導のもと、適切な利用を心がけること。

エ 生徒所有の端末を接続する場合は、OS 等を最新版に更新すること。また、必要に応じてウイルス対策ソフトウェア等をインストールしてセキュリティ対策をすること。

オ インターネット利用に関するマナー等を遵守し、他者に迷惑のかかる行為（誹謗中傷等）を行わないこと。（「美大附ソーシャルメディアガイドライン」を遵守すること）

カ 学校の許可を得ていない端末は接続しないこと。

キ その他、学校が禁止する行為、法令等に違反する、または違反するおそれのある行為を行わないこと。

使用場面に応じた具体的な注意点

朝

1. 登校したらW i - F i 接続を確認する。(個人所有のスマートフォンなどは、電源を切って個人ロッカーに入れ、鍵をかけること。)
2. 朝自学で端末を活用しても良い。
3. 朝のSHRは、端末を机の上に置いて参加する。(端末を活用して連絡等を行います)

授業

4. 1時間目がHR教室で行われる授業の場合は、机の中などすぐに使用できる場所に端末を準備しておく。
5. 教室移動がある場合は、移動先の教室で端末を再起動する。(最寄りのW i - F i スポットに再接続されます。)
6. 授業中は、先生から指示のあった使い方の他に、メモや辞書等として各自で活用しても良い。
※教科担当ごとの使用ルールに従ってください。(例：撮影・録音・録画の可否、板書を撮影するだけでノートは取らないことを禁止する、など)
※特別な連絡がない限り、すべての授業で端末が使用できるよう、準備しておくこと。

休み時間

7. 休み時間も、学校生活に関わりのある内容であれば端末の使用は妨げないが、授業から連続して使用している場合などは、適宜、休憩をとるよう気を付けること。
8. 家庭との連絡を端末で行ってもよいが、学習活動に支障が出ないように、気を付けること。

帰りのSHR

9. 朝のSHR同様、端末を机の上に置いて参加する。(端末を活用して連絡等を行います)

持ち帰りについて

10. 翌日の使用に向けて、十分に充電して学校に持ってくること。

その他

11. 個人所有のスマートフォンや家庭のPC・タブレット等から、アカウントでログインし、作業等を行っても良いこととする。

美大附ソーシャルメディアガイドライン

- ①LINEやメール等、友達などとの情報通信や娯楽的な使用は午後10時までとする。
- ②「歩きながらスマホ」や「話しながらスマホ」等の「ながらスマホ」の禁止。「音楽を聞きながらの自転車走行」をしないなどもです。
- ③朝自学前から掃除後まで、スマートフォンは個人ロッカーに電源を切って入れておく。
- ④学内でのゲームは禁止。
- ⑤公共の場における利用ルールやマナーを守りましょう。
- ⑥個人情報には載せない。(個人情報：名前、学校名、住所、位置情報、学校行事、写真、制服写真、作品の写真、学校施設の写真、家や部屋の写真、家周辺の写真等)
※作品の広報や宣伝目的で活用する場合などは、事前に学年部の先生に相談する。
- ⑦他者を中傷する、または侮辱するような情報は発信しない。見かけた際は、互いに注意し合う。
- ⑧有害サイトは見ない。(自殺系、薬物系、アダルト系、出会い系 等)

BYOD 販売案内（希望に応じて、以下の業者から購入することもできます。）



秋田協同書籍



アイネックス